

消防試験研究センターだより vol.364

# Voice...1

2018



## 年頭の辞

消防庁長官 稲山 博司

## 新年を迎えて

一般財団法人 消防試験研究センター 理事長 田口 尚文

## こだま

地域産業の担い手育成に向けて「地域を潤す源流となれ！」 山形県立長井工業高等学校



①



②



③



④



## 表紙によせて

### 花祭(東栄町、設楽町、豊根村) / 表紙上段

「テーホへ、テーホへ」と、夜を徹して練り上げられる奥三河の風物詩「花祭」。

毎年11月から3月にかけて各地区で開催されます。

祭りは花宿の清めから始まり、神迎え、湯立て、宮人の舞、青年の舞、稚児の舞、鬼の舞、禰宜や巫女・翁などの神々の祝福、少年の舞、湯で清める湯ばやし、神返しまで休む事なく、ほぼ一昼夜をかけておこなわれます。

八百万の神々を勧請し、諸願成就、厄難除け、生まれ清まりを祈願するこの祭りは、昭和51年に国の重要無形民俗文化財に指定されました。

### あいち航空ミュージアム(豊山町) / 表紙下段

県営名古屋空港に航空機をテーマにした新しいミュージアムが、平成29年11月30日にオープンしました。愛知県ゆかりの機体を中心に、見て、さわって、感じて楽しめるコンテンツが盛りだくさんです。

名古屋空港で初飛行したYS-11やMU-2等の実機や、25分の1スケールの超精密模型「名機百選」を展示しており、大型スクリーンを配備したオリエンテーションシアターでは、この地域の航空機産業の歴史を交えて、航空の歴史と発展を伝えます。

サイエンスラボでは、社会見学にも対応した航空教室や工作教室を開催し、航空機の飛ぶ仕組みに触れて、考え、学ぶことができ、また、屋上の展望デッキは滑走路から約300mに位置しており、ここから離着陸する航空機を間近で見ることができます。

### ①伊良湖菜の花ガーデン(田原市)

霜が降りず一年中温暖な気候に恵まれている渥美半島に、いち早く春を告げる「渥美半島菜の花まつり」。至るところに黄色の菜の花畑が現れ、約1,100万本の菜の花が咲き誇ります。

(平成30年1月13日(土)～3月31日(土)開催)

### ②鳥羽の火祭り(西尾市)

1,200年前に始まったとされる奇祭。竹や茅で作った高さ5mの「すずみ」に火をつけます。その後、古い幟旗で作られた独特の衣装に身を包んだ男達が燃え上がるすずみに飛び込んで行きます。取り出した神木と十二縄を神殿に供え、その年の豊凶を占います。

(毎年2月の第2日曜 鳥羽神明社で開催)

### ③中馬のおひなさん(豊田市)

約120軒の民家や店先に、足助に古くから伝わる色とりどりのおひなさんがズラリと並びます。旧家に伝わる内裏びな、七福神や福助などをかたどった素朴な土びななど、多彩で、古くは江戸時代から明治、大正、昭和初期の表情豊かな歴史ある人形が揃います。足助の古い町並みを散策しながらお楽しみいただけます。

(平成30年2月10日(土)～3月11日(日)開催)

### ④佐布里池の梅(知多市)

佐布里池周辺には、愛知県内一の25種類約5,400本の梅が植えられており、2月10日から3月11日まで佐布里池梅まつりが開催されます。

「早咲き」から「遅咲き」まで、25種類の梅が織りなす景色を、時期に応じて何度でも観梅を楽しむことができます。

梅まつり期間中は、毎日みやげ物・飲食コーナーなどがあり、週末にはステージイベント等が開催され、15万人もの観梅客が訪れます。

002

## 年頭の辞

消防庁長官 稲山 博司

003

## 新年を迎えて

一般財団法人 消防試験研究センター  
理事長 田口 尚文

004

## こだま

山形県立長井工業高等学校  
地域産業の担い手育成に向けて「地域を潤す源流となれ！」

006

## 支部の広場

愛知県支部からお届け

008

## topic

酒から水へ(その3)

山下 茂

明治大学 公共政策大学院ガバナンス研究科 教授  
元自治省(現・総務省)消防大学校長

010

## 消防庁の通知・通達等

015

## 業務報告

10・11月の試験実施結果・免状作成状況

# 1 Voice...

消防試験研究センターだより

2018 January vol.364



# 年頭の辞



消防庁長官  
稲山 博司

平成30年の新春を迎えるに当たり、謹んで年頭の御挨拶を申し上げます。

平素から消防防災活動や消防関係団体業務などに従事され、地域の安心・安全の確保に御尽力いただいた全国の消防関係者の皆様に、心から感謝申し上げます。

昨年を振り返りますと、7月の九州北部豪雨をはじめ、台風や集中豪雨による自然災害が多発した他、平成28年末の糸魚川市での火災に続き、2月の埼玉県内の大型倉庫火災等の大規模な火災も発生しました。それぞれの現場において、献身的な活動に携わっていただいた消防職員、消防団員の皆様には、心から敬意を表します。

また、3月に長野県内で発生した消防防災ヘリコプター墜落事故により、前途有為な多くの隊員を失ったことは我が国の消防にとって大きな損失であり、ヘリコプター運行の安全性向上等、消防職団員の活動時の安全確保は益々重要であると認識しています。

8月から9月にかけては、北朝鮮から発射された弾道ミサイルが2度にわたり我が国の上空を通過する事態が発生した際に、Jアラートによる情報伝達が行われました。

このように、国民の安心・安全を脅かす災害は従前にも増して複雑多様化しており、消防庁では、今後の大規模災害に備えるとともに、様々な災害に対応できるよう、緊急消防援助隊及び常備消防力の充実強化はもとより、地域防災力の中核となる消防団及び自主防災組織等の充実強化、火災予防対策の推進、消防防災分野における女性の活躍推進、Jアラートも含めた防災情報の伝達体制の整備等に取り組んでまいります。

あわせて、2020年に開催予定の東京オリンピック・パラリンピック競技大会等、国家的な大規模イベント開催時における危機管理体制の充実や外国人来訪者等への対応等の大都市等の安心・安全対策につきましても、引き続き計画的に推進してまいります。

また、東日本大震災等の被災地では、依然として厳しい状況の中で消防防災活動を強いられている消防本部もあります。被災地における消防防災体制の充実強化につきましても引き続き推進してまいります。

本年は、昭和23年3月7日に消防組織法が施行され、市町村消防の原則に基づく今日の自治体消防制度が確立して以来、70周年を迎える記念すべき年です。全国の消防関係者の方々と力を合わせ、国民の安心・安全な生活を確保するという消防に課せられた使命の重要性を再認識し、更なる消防防災・危機管理体制の充実強化を図ってまいります。

皆様方におかれましては、我が国の消防防災・危機管理体制の更なる発展と、国民が安心して暮らせる安全な地域づくりのために、より一層の御支援と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様の益々の御健勝と御発展を祈念いたしまして、年頭の挨拶とさせていただきます。

# 新年を 迎えて

理事長  
田口 尚文



平成30年の年頭に当たり、謹んで新年のお慶びを申し上げます。

昨年は、1月に和歌山県有田市の東燃ゼネラル石油株式会社和歌山工場火災、2月に埼玉県三芳町のアスクル基幹物流センター火災、12月には静岡県富士市の荒川化学工業株式会社富士工場での死者・重症等を伴う爆発事故がありました。また、6月から7月にかけて梅雨前線や台風3号の影響により、西日本から東日本を中心に局地的に猛烈な雨が降り、さらに8月には台風5号の接近・上陸に伴い、奄美地方や西日本・東日本の広い範囲で記録的な大雨となり甚大な被害が発生いたしました。この大雨の影響で鹿児島県では一部の消防設備士試験が延期を余儀なくされ、受験者の皆様には多大なご迷惑をおかけいたしました。

私たちは安全で安心な社会生活の確保、維持するためには、社会のあらゆる場所において災害、事故を予防する体制の確立と普段からの備えが大切と考えております。こうしたことから消防防災面における専門的な知識と技能を身に付けた者が必要であり、とりわけ危険物施設や防火対象物の安全性の確保のためには優秀な危険物取扱者及び消防設備士を多数養成し、それぞれの業務に専念していただくことが肝要と存じます。これらの有資格者を確保するため、総務大臣の指定試験機関として当センターの役割は極めて重要であるとの思いを強くしております。

当センターは、指定試験機関として昭和60年度から危険物取扱者試験及び消防設備士試験を全国で実施し、これまでの受験者数は延べ1,720万人を超えております。

さらに、平成17年度から消防力強化を図る観点から予防技術検定も実施しております。

当センターがこれまで業務を着実に実施できて参りましたのも、消防庁、各都道府県、消防本部等関係機関の皆様方のご支援の賜物であり、深く感謝しております。

新年を迎え、私ども役職員一同、決意を新たに今後とも変貌する社会情勢に的確に対応し、公正中立な試験機関として適正な業務の遂行はもとより、個人情報取扱事業者としての重責を深く認識し、関係各位のご指導のもと業務を遂行していく所存でありますので、引き続きご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

皆様方のさらなるご発展と本年が安全で明るい年となりますことを祈念申し上げ、年頭の挨拶とさせていただきます。



## 山形県立長井工業高等学校 地域産業の担い手育成に向けて 「地域を潤す源流となれ！」

丸山 和彦 (まるやま かずひこ)  
山形県立長井工業高等学校  
機械システム科 教諭

### 1. はじめに (学校紹介)

本校は、地域における産業振興の期待を受け、昭和37年に山形県立長井工業高等学校として設立され、今年創立55周年を迎えました。創立当時の昭和30年代後半は高度経済成長期であり、急速な産業発展の中、産業を支える技術者の養成が急務となっていた時代でした。学科の編成については、それまでに幾度かの変遷がありましたが、平成25年度入学者からは、建設系の学科である環境システム科を閉課程とし、機械システム科・電子システム科・福祉生産システム科の3学科(120名)となり、現在に至っています。

本校は、教育目標に「人間性の育成、創造性の育成、社会性の育成」を掲げ、ものづくりを通じた人づくりと地域社会への貢献を大切に教育を実践しています。「長工生よ、地域を潤す源流となれ！」のスローガンのもと、地域や郷土を愛する精神を養い、社会の一員としての連帯感や協調性を身につけ、卒業生は地元長井市をはじめ県内外において活躍しています。

平成20年度から3年間にわたり、文部科学省と経済産業省との連携事業「地域産業担い手育成プロジェクト」の指定校として、「産学官の連携による技能重視型地域ものづくり人材育成」と「教員の研修」をテーマに、2足歩行ロボットや地元の祭りにちなんだ黒獅子ロボットの製作、高齢化社会に対応する福祉機器の開発など、数々の実践研究を推進してきました。平成21年には、ものづくり人材育成に関わる取り組みが特に優秀と認められ、「ものづくり日本大賞・文部科学大臣賞」を受賞しています。

### 2. 資格試験への取り組み

本校では、全国工業高等学校長協会で行っている顕彰制度である、ジュニアマイスターを目標とした資格取得に取り組んでおり、危険物取扱者試験をはじめとした多くの資格試験への積極的な受験や、技能検定試験への地道な取り組みによる合格率の高まりとともに、ジュニアマイスター受賞者数も増加の傾向にあります。

### 3. 危険物取扱者の受験状況について

近年の受験状況を表したのが表1ですが、2014年あたりをピークに1類~6類の受験者が多く見られます。当時は各学年がまだ4クラスあった時代でもあり、建設系の生徒も危険物取扱者取得に積極的でした。

乙4類に関しては、ある程度の受験者数を維持していますが、合格率が低い傾向があります。理由としては、化学の専門知識を必要とする問題が増え難しくなっていること、また受験に対し学校側が、受験対策としての学習会をなか



ものづくりコンテスト旋盤部門

なか開催できないという状況があります。本校では朝のホームルーム前には国語・数学・英語の朝学習を行っており、教材も準備されています。放課後の時間も、教師は部活動の指導や技能検定のための練習会、競技会用ロボット製作などに多くの時間を費やしており、危険物取扱者受験のための学習に関しては、生徒の自学自習が中心になるためと思われます。

#### 4. おわりに

危険物受験に対して、学校として何とか合格率を高められるような取り組みが必要と感じています。また、多くの生徒が危険物取扱者試験に挑戦できるように、資格の意義や就職する際の優位性など丁寧に説明することが大切であると思います。

■表1 危険物取扱者試験 受験者及び合格者の推移

年度	2012		2013		2014		2015		2016	
	前期	後期								
種別	受験者	合格者								
甲					1	0			1	0
乙1	1		1	1	1	1	1	1	2	2
乙2	2	2	1	1	1	0	3	3	1	1
乙3	2	1			1	1	2	1	6	5
乙4	65	5	35	3	31	8	35	6	24	2
乙5	1	1	1	1			3	3	5	1
乙6							3	3	6	5
丙					9	1	3	1	3	2
全類取得者									1	5
合計	71	9	38	6	43	11	50	18	46	16



全校課題研究発表会



スローガン「長工生よ、地域を潤す源流となれ！」



# 支部の広場

## 愛知県支部からお届け

### はじめに (愛知県の概要)

愛知県は、日本列島のほぼ真ん中、グローバルな「モノづくり」を始めとした様々な産業の集積地でありながら、自然も豊かで、大都市から中小都市、地方農山漁村まで共存する形は、“日本の縮図”とも言われています。

歴史的には、古代の律令体制以前は、尾張(木曾川・庄内川地方)、三河(西三河の矢作川地方)、穂(東三河の豊川地方)の3地域に分かれていましたが、奈良時代の律令体制下では、尾張・三河の2国となり、江戸時代まで続きました。

この間、安土・桃山時代には、織田信長、豊臣秀吉、徳川家康の三英傑を始め多くの武将を輩出し、中央政局に大きな影響を及ぼしました。

今日の日本の礎を作った江戸期大名は、この三英傑の配下から出た者が多く、彼らの7割は愛知ゆかりの者です。

「あいち」の地名は、万葉集巻三の高市黒人の歌「桜田へ鶴鳴き渡る年魚市湯潮干にけらし鶴鳴き渡る」に詠まれている「年魚市湯あゆちがた(現在の名古屋市南区辺りにあった入り海)」の「あゆち」が「あいち」に転じたと言われています。

明治の廃藩置県後、尾張は名古屋県、三河と尾張の知多郡は額田県となりましたが、名古屋県は、県庁が愛知郡の名古屋城内に置かれたことから郡名が県名に採用され、愛知県と改められました。その後、額田県を編入して現在の県域がほぼ確定しました。

人口は、750万7,691人(推計:平成28年10月1日現在)で、東京都・神奈川県・大阪府に次いで全国4位です。県内市町村のうち、最多は名古屋市の230万4,794人、最少は長野、静岡との県境に位置する豊根村の1,116人です。

本県は「日本一のモノづくり県」で、昭和52年以来38年連続で、製造品出荷額等が全国第1位(平成26年)です。

愛知のモノづくりの基盤は、近世の「木綿」、「木曾ひのき」、「瀬戸焼」、「からくり」に集約されますが、これらが、明治以降の金属加工技術や精密機器、陶磁器産業、さらにはモノづくりの中心的存在である自動車産業や航空宇宙産

業につながっています。

また、農業も盛んで、農業産出額は全国第8位(平成27年)。とりわけ菊・洋ラン・バラ等の「花き」は、昭和37年以降54年連続全国一で、その他にも「キャベツ」や「あさり類」など全国一の農水産物を多く産出しています。

### 支部の状況

当支部は、旧名古屋城内の東端に位置する愛知県東大手庁舎6階にあります。

愛知県の県有施設の効果的・効率的な利活用を推進する取組に伴い、平成26年9月に従前の愛知県白壁庁舎から移転しました。

この庁舎は、名古屋市役所の東隣で、県庁にも徒歩5分と近く、地下鉄市役所駅からも徒歩3分と、来所者には以前よりも便利になりました。

職員は、支部長、副支部長及び常勤職員5名の7名で、支部では最多の処理件数(平成28年度実績52,393件)となる試験・免状業務を、日々協力しながら進めています。

試験監督員は、愛知県職員OBにお願いしており(今年度当初159名登録)、継続的に確保できています。

### 試験業務について

#### (危険物取扱者試験)

当支部の危険物取扱者試験は、4月から翌年1月まで一般試験が8回程度、その間、一般試験の日程に合わせて任務所等の特定試験を数回実施しています。

一般試験は、7月と1月は特に受験者が多く、7,8千人規模になりますので、県内大学に会場借用をお願いするものの、先方の都合等により希望通りに取れず、試験会場の確保が大変です。

また、受験者の会場周辺での違法駐車等への苦情も多いため、警備員を配置するなど対応に苦慮しております。

受験申請者は、平成24年度は、33,824人でしたが、その後減少を続け、平成27年度には28,782人と3万人を割り込みました。

当支部も、近年、高校生の受験者数の減少によりまして、全国の状況に比べれば減少率は低いものの年々減少傾向にあります。(表1)

そこで、昨年度、モデル事業の意見交換会で出された三河地域での受験機会増の要望に応え、今年度、豊橋会場での試験実施を年1回から2回に増やしました。

また、初の試みとして、自衛隊員を対象とした特定試験を実施するなど、受験機会の拡大とともに、受験申請者数の確保に努めております。

■表1 危険物取扱者試験受験申請者数の推移

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
甲種	1,310	1,261	1,396	1,223	1,399
乙種	28,259	26,900	25,380	23,664	24,039
丙種	4,255	4,295	4,512	3,895	4,174
計	33,824	32,456	31,288	28,782	29,612
うち高校生	14,444	13,831	13,739	11,263	11,052
比率(%)	42.7	42.6	43.9	39.1	37.3

### (消防設備士試験)

消防設備士試験は、8月と12月に年2回実施しています。年により受験申請者数の増減はありますが、趨勢としては、増加傾向にあります。(表2)

■表2 消防設備士試験受験申請者数の推移

区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
甲種	1,935	2,138	2,025	2,175	2,298
乙種	2,298	2,177	2,055	2,078	2,238
計	4,233	4,315	4,080	4,253	4,536

### ○ 免状業務について

免状作成業務の処理件数の過半を占める危険物取扱者の新規交付件数が年々減少しているため、合計でも減少傾向となっています。(表3)

なお、免状の写真書換えについては、関係団体の協力により、法定講習の際、書換え未了者にその場で申請書類を配付し指導するなど、促進に努めております。

■表3 免状交付、写真書換件数の推移

年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	
危険物取扱者	新規交付	13,212	12,074	10,390	9,552	9,831
	写真書換え	5,958	5,921	5,625	5,519	5,553
	再交付	647	650	636	638	614
	本籍等書換え	94	101	91	94	113
	計	19,911	18,746	16,742	15,803	16,111
消防設備士	新規交付	1,100	1,131	1,224	1,060	1,209
	写真書換え	582	556	616	554	579
	再交付	46	53	46	53	59
	本籍等書換え	11	9	10	13	15
	計	1,739	1,749	1,896	1,680	1,862

### ○ おわりに

本県は、モノづくりが盛んで、製造業を始め石油類等の危険物を扱う企業が多いので、従業員も、身近に危険物を取り扱う機会が多くあります。

また、2027年のリニア中央新幹線の東京一名古屋間開業に向けて、名古屋駅のスーパーターミナル化や駅周辺の再開発計画が動き出しており、建物の高層化、大規模化等が一層進んでいます。

このように、近年の技術の発展等により、社会構造が、より便利に、より快適になる一方で、様々な危険も、隣合わせであることを見過ごすことはできません。

危険物施設の事故防止や防火対象物の安全性確保も、ますます求められております。

消防防災面における専門的な知識と技能を有する危険物取扱者及び消防設備士は、安全・安心な社会づくりのために必要不可欠であります。

当支部も、高校生受験者の減少など厳しい状況が続いておりますが、高校等の意向に沿った試験実施計画の策定等受験者確保対策に尽力するとともに、1人でも多くの資格者を社会に送り出していきたいと思っております。

## 酒から水へ (その3)

### ○また、挫折

麦酒と「追い水」(チェイサー)との相性を探ってきたが、その途上でカゼをひいてしまった。インフルエンザではないが、やはり風邪でお腹が下る厄介者。発熱はさほどではなく食欲もある。熱は直ぐに下がったが、お腹が治らなかった。

やむなく数日の間、麦酒を止め、食事もお粥や消化の遅いものは避け、うどんや素麺類にした。子どもの頃に、葛湯やら、雑炊やら、食べさせてもらったのはカゼを引いた時だったな〜などと回想に浸った。たまには療養して昔を懐かしむ時間を持つのもよいものだ。

### ○久しぶりに日本酒を

そうは言っても、さすがに何日も清廉潔白な暮らしをするのは筆者には無理だった。長年の蕎麦党である筆者が、酒類抜きで、ふだん食べ付けないうどんで暮らすのは、日数に限度がある。

しかし、頭の片隅に残っている理性が、お腹が下がっているときに冷えた麦酒を飲むのを躊躇させた。そこで、根拠も何も無いが、日本酒をチビチビなら悪影響も限定的だと決めつけて、いつもの居酒屋で、ヌル燗でお銚子を1本。美味しかった。つつい、次第に…。

### ○日本酒にも「追い水」を

何十年も麦酒ばかり飲んできた身には、日本酒は酒精度が高い。口腔やノドに沁み過ぎる。そこで、我が身の全体状況を思い出し、遠慮がちに「追い水」を求めた。

諸兄姉、ブドウ酒の本場フランスでの呑み方を思い浮かべてほしい。ブドウ酒は日本酒と同じくらいの酒精度だが、水も適宜に呑むのが普通だ。麦酒に「追い水」は異例の呑み方だから、こうやって何度も話題にできるが、ブドウ酒に「追い水」は、当たり前すぎて誰も改めて話はしない。

日本酒だって「追い水」するのは自然な呑み方だ。そう居直って、こまめな「追い水」を実践し、たぶん生まれて初めて悟った。並みの日本酒でも、「追い水」した直後の一飲みは実に美味しく感じるということ。若い頃からの累積飲酒量で判断すると既に飲み過ぎたためか、正直、味覚も嗅覚もノド感覚も鈍感になった筆者には、初めて呑んだときに感じたような香りと味わいのように思われた。

### 山下 茂 (やました しげる)

明治大学 公共政策大学院ガバナンス研究科 教授。  
元自治省 (現・総務省) 消防大学校長

自治省 (現・総務省) で地域政策室長・文書課長など、地方で広島市財政局長・栃木県総務部長・和歌山県副知事などのち、自治省消防大学校長に就任。さらに自治体国際化協会 (CLAIR) パリ事務所長を経て、平成16年から現職。『体系比較地方自治』(平成22年・ぎょうせい) 『英国の地方自治』(平成27年・第一法規) 『フランスの選挙』(平成18年・第一法規) など、地方自治関係の著書・論文のほか、『(脱ミシュラン) フランス地域巡り』(平成29年・第一法規) などペンネーム (やまさかのぼる) でのエッセイなども多数。

### ○日本酒には「先き水」(サキミズ) を

何度も「追い水」して気がついた。酒盃で一呑みする度に後追いで水を飲むから美味しいのではなく、グイっと、やる前に水で口腔を清めるから、お酒が美味しく感じるのだ。後追いだと水を飲み忘れがちだが、先導役だとなれば手順が違う。水を先に飲むのがお酒の美味しさの秘訣だという認識が脳内で確たる位置を占めれば、飲水を忘れることがない。今後は、とくに日本酒と水を併せ呑む場合は、「追い水」(チェイサー) でなく、「先き水」(リーダー) と呼ぶことにして、その効能をフルに発揮させよう、と決めた。

ただ、それにも問題はある。麦酒に「追い水」の場合と違い、日本酒と水を1対1で飲むのでは、相当な分量を摂取しても、お腹はいっぱいにならない。筆者にとって、先導でも後追いで、飲みに期待する機能の第一は、飲み過ぎの抑止と尿酸の体外排出なのだが、お腹いっぱいという物理的なサインがないから、いつまでも飲み続ける。結局、酒を飲み過ぎるのだ。水分で満腹にして満足し、そこでストップするという飲酒習慣を健康管理の中心におこうという我が身の行く末が思い遣られる。

### ○日本酒と飲料水の相性

とにかく、しばらくの間、日本酒と飲料水との相性が気になる日々を過ごした。麦酒だと、我が国では、筆者のような平凡な呑み助は、おおかたは大手企業の醸造所で生産した工業製品たる普及品銘柄を呑むのだから、その工場所在地と、「追い水」の水道水や鉱水の源とは一致しないのが通例で、それは我慢するのが身のためだ。

それが日本酒だと、地酒銘柄の数は地麦酒の比ではない。超有名な銘柄でも、灘だ、伏見だ、広島だ、と産地

名が製品の個性を形成する重要な要素となっている。各銘柄と地縁のある「先き水」向けの飲用水も判断しやすい。

ただ、ある地酒銘柄に地縁が一致する水道水か鉱水が存在することを期待できるかは心許ない。それは地麦酒の場合と同様かと推測する。読者諸兄姉や酒処の自治体のご理解とご協力で、適切な地元の酒と水の組み合わせを設定し、その美味さを大いにPRしてほしいものだ。「先き水」の習慣が定着する土地は、酒も料理も美味しく感じられ、かつ地元住民の寿命も長くなる。観光振興にとって基軸たる「生活の質」(QoL)の高さを訴えよう。そういう質的に高い飲食の作法を世間に定着させるにはどうすればよいか？

### ○「和(ヤワ)らぎ水」の作法を広めよう！

「追い水」や「先き水」は筆者にとっては新奇な習慣なので、あれこれ申し述べたが、実は日本酒の世界では既に「和(ヤワ)らぎ水」という穏やかで心地よく響く表現があり、心ある呑み助たちなら、以前から実践しているらしい。そういう上品な表現でなら、「クール・ジャパン」の一要素として、外国人来訪者にも受け入れられやすいだろう。

関係者の長年の努力によって、今ではフランスなど美食の国々でも、我が日本酒の人気は高くなっている。日本酒の楽しみ方として、「和らぎ水」それも「先き水」の習慣はブドウ酒を呑むときと同様なのだ。我が国の世間様に認識させるように、そういう習慣がフランスで定着しているとPRするのも有効な戦術ではないか？日仏両国の人気女優あたりに仲良く実践してもらうことなら、いささかの金銭支出をすれば可能だろうから、全国各地の共同PR事業として取り組んでは如何か？

### ○「女酒」には軟水の「先き水」を

そういう柔らかな飲酒習慣を普及させ定着させるためにはどうするか？その昔、筆者が「ビール水」を世間に訴えていた頃の経験からすると「初めが肝心」だ。酒と水をペアで認識することを自然な呑み助の習慣と意味づけ、「先き水」と後の日本酒の相性に十二分に注意すること、それが質の高い飲酒への秘訣だと、まず始めに周知徹底する。

有名な産地でも、広島酒は昔から「女酒」と呼ばれる。原料の水が軟水で、明治時代に大先達・三浦仙三郎が工夫を凝らし、軟水からの醸造法を編み出した。その御蔭で一大酒処となり、筆者のように味覚も嗅覚も鈍感な麦酒呑みでも、広島産の日本酒を呑むと、なにか優しさを感じる。ああいう酒を呑む場合は、「先き水」も軟水にした方がよい。硬水を先きにして女酒を呑むと、酒がとても優しく感じられ、その優しさにほだされて、つい飲み過ぎることにもなる。逆に、女酒の後に硬水を呑むと、水がきつく感じられてしまう。組み合わせとしては、水と酒が互いに引き立て合うことにならないのでは？

一方、「男酒」たる灘の原水「宮水」は硬水で、酵母の活動を盛んにするから、特に酒造りに向いている。それなら、同じ程度の硬水でも、それなりの「和らぎ水」たりうるだろう。あちこちの地酒の原水がどの程度の硬度なのか？麦酒の場合、市販される製品の容器には示されていない。醸造酒には極めて重要な生産要素なのだから、我々呑み助の側ももっと注意を払いたいものだ。

### ○「日本酒度」？さて、どうしたものか？

もう一つ、皆さんと考えたいのは、日本酒あれこれを取り揃えている店で、各銘柄の特性を示すのに「日本酒度」という数値を使うことだ。プラス(+)とマイナス(-)で数値が示されていて、数値が大きいほど、しっかりした味わいがするとか。「甘口」とか「辛口」とかいうのと同じなのか違うのか？筆者の感覚器では差異を感じにくいから、例によって理性で理解したいところだ。その「度」なるものは、酒精度と原水の硬度か何かの合成指標かと推測したのだが、店で聞いても怪しい答しか返ってこなかった。

そこで今風にネット検索で調べたが、何やら温度が摂氏4度の水と15度の日本酒との目方の差を何段階かに区分して示した数値だとか解説されている。酒の方が軽いと酒精度が高く「日本酒度」がプラス、境界領域内の酒は+-の絶対値が小さな数値で、逆はマイナスが大きくなる。それなら、瓶入りの場合ならラベルに元から印刷表示されている酒精度に段階区分を設けて単純な数値で示せば済むような気がするが、もっと複雑な話らしい。説明を読んでも、酔眼では理解しにくい。なんで、こういう一見分かりやすいが、どうもよく分からない数値を使うのか？

どうやら酒精度だけでなく、糖度も勘案したいために、合成指標にしているらしい。糖度はラベルに普通は表示されていない気がする。2つも百分比(%)の数値を表示して、その組み合わせで酒の味わいを示すのでは、平凡な呑み助には面倒すぎる。お店で一升瓶から配給する場合でも、メニューに2つ書き込むとゴチャゴチャするし、ラベルにある数値2つをいちいちお客に見せ、質問に答えるのも面倒で難しいから、単純な数値を工夫したのだろう。

合成指標の計算方法がどうであれ、イメージとしては、プラスの数値が大きいほど日本酒らしく見える。酒呑みを自認する人ほど、数値の大きな銘柄を求めがちだろう。結局、酒精度が高い銘柄へと選好を誘うことになろうから、我々呑み助の健康上は如何なものか？

では、マイナスの値の大きな銘柄を選べばよいか？それだと、イメージも弱いし、どうやら糖度が高いらしい。肝臓への負担も糖尿病も共に心配する筆者には、どっちもアカン。困ったものだ。要するに日本酒を呑むな！ということか…(続く)

# 消防庁の通知・通達等

## ◆「平成29年版消防白書」の公表

平成29年12月19日

消防庁

消防白書は、国民の生命、身体及び財産を災害等から守る消防防災活動について紹介するものであり、毎年刊行しています。

平成29年版消防白書では、特集において、最近発生した災害を踏まえた対応のほか、消防の連携・協力の推進や、消防団を中核とした地域防災力の充実強化、女性消防吏員の更なる活躍の推進、Jアラートによる情報伝達における課題と対応等について記載しています。

なお、消防白書は、[消防庁のホームページ](#)に掲載されています。

### 【消防白書の構成】

#### 特集

- 特集では、平成29年に発生した災害等への対応や、積極的に取り組んだ施策等について記載

【特集1】 平成29年7月九州北部豪雨の被害と対応

【特集2】 糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方

【特集3】 埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた対応

【特集4】 消防の連携・協力の推進 ～第28次消防審議会答申を踏まえ～

【特集5】 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

【特集6】 女性消防吏員の更なる活躍の推進

【特集7】 消防本部におけるハラスメント等への対応策

【特集8】 救急体制の充実

【特集9】 災害時等における高齢者、障害者及び外国人の方々への情報支援策の充実強化

【特集10】 全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達における課題と対応

#### 本編

- 本編では、火災や風水害をはじめとする各種災害の統計数値を含む現況と課題、消防防災の組織と活動等について記載

- ・ 災害の現況と課題（火災予防、風水害対策、震災対策 等）

- ・ 消防防災の組織と活動（消防体制、市町村の消防の広域化、救急体制 等）

- ・ 国民保護への対応

- ・ 自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

- ・ 国際的課題への対応

- ・ 消防防災の科学技術の研究・開発

なお、以下、参考に特集及び本編の目次を掲載します。

## はじめに

### 特集

#### 【特集1】平成29年7月九州北部豪雨の被害と対応

- 1 災害の概要
- 2 政府・消防庁・消防機関等の活動
- 3 豪雨災害を踏まえた今後の対応

#### 【特集2】糸魚川市大規模火災を踏まえた今後の消防のあり方

- 1 糸魚川市大規模火災
- 2 検討会の開催及び通知の発出
- 3 糸魚川市大規模火災を踏まえた基本的な考え方
- 4 各消防本部等において取り組むべきこと
- 5 大規模火災時における的確な住民行動等

#### 【特集3】埼玉県三芳町倉庫火災を踏まえた対応

- 1 埼玉県三芳町倉庫火災
- 2 検討会の開催及び通知の発出
- 3 埼玉県三芳町倉庫火災の主な課題
- 4 事業者及び各消防本部等において取り組むべきこと

#### 【特集4】消防の連携・協力の推進 ～第28次消防審議会答申を踏まえ～

- 1 第28次消防審議会
- 2 答申の主な提言事項
- 3 答申を踏まえた消防庁の対応

#### 【特集5】消防団を中核とした地域防災力の充実強化

- 1 消防団の現状
- 2 消防団の充実強化施策
- 3 最近の消防団等の活躍

#### 【特集6】女性消防吏員の更なる活躍の推進

- 1 女性消防吏員を取り巻く現状
- 2 検討会の提言内容を踏まえた要請事項
- 3 女性消防吏員の活躍推進に向けた取組

#### 【特集7】消防本部におけるハラスメント等への対応策

- 1 消防本部におけるハラスメント等の現状
- 2 ハラスメント等の撲滅に向けた基本的な考え方
- 3 各消防本部において実施すべき対応策
- 4 各都道府県において実施すべき対応策
- 5 消防庁における対応策

#### 【特集8】救急体制の充実

- 1 救急需要対策の推進について
- 2 応急手当の普及啓発の促進
- 3 訪日外国人への救急対応

#### 【特集9】災害時等における高齢者、障害者及び外国人の方々への情報支援策の充実強化

- 1 社会情勢を踏まえた取組の推進
- 2 防災行政無線等の戸別受信機の普及促進
- 3 高齢者、障害者及び外国人来訪者等に配慮した防火安全対策
- 4 救急業務における多言語対応の推進

#### 【特集10】全国瞬時警報システム（Jアラート）による情報伝達における課題と対応

- 1 全国瞬時警報システム（Jアラート）とは
- 2 北朝鮮情勢への対応
- 3 Jアラートによる情報伝達における課題と対応

### 本編

#### 第1章 災害の現況と課題

- 第1節 火災予防
- 第2節 危険物施設等における災害対策
- 第3節 石油コンビナート災害対策
- 第4節 林野火災対策
- 第5節 風水害対策
- 第6節 震災対策
- 第7節 原子力災害対策
- 第8節 その他の災害対策

#### 第2章 消防防災の組織と活動

- 第1節 消防体制
- 第2節 市町村の消防の広域化
- 第3節 消防職団員の活動
- 第4節 教育訓練体制
- 第5節 救急体制
- 第6節 救助体制
- 第7節 航空消防防災体制
- 第8節 広域消防応援と緊急消防援助隊
- 第9節 国と地方公共団体の防災体制
- 第10節 消防防災の情報化の推進

#### 第3章 国民保護への対応

#### 第4章 自主的な防火防災活動と災害に強い地域づくり

#### 第5章 国際的課題への対応

#### 第6章 消防防災の科学技術の研究・開発

#### 附属資料索引

## ◆危険物規制事務に関する執務資料の送付について

消防危第216号 平成29年10月30日

消防庁危険物保安室長

各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長 あて

### 要旨

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考としてください。各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴管内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

本通知は消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

なお、法令名について次のとおり略称を用いたのでご承知おき願います。

危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）……………政令

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）……………規則

（別紙）

（危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では危険物を取り扱わない一般取扱所関係）

問1 危険物を消費するボイラー又はバーナー以外では危険物を取り扱わない一般取扱所に設置されるボイラー等の危険物を消費する設備の排気筒（以下「排気筒」という。）について

- 1 排気筒は、規則第28条の57第2項第1号及び第3項第3号で引用される規則第28条の55第2項第8号の規定並びに規則第28条の57第4項第10号の規定に係る「換気設備」に該当するか。
- 2 1で排気筒が「換気設備」に該当する場合、排気ガスにより高温となる排気筒であっても、防火上有効なダンパー等の設置が必要か。
- 3 規則第28条の57第2項第1号で引用される規則第28条の56第2項第1号の規定により、建築物の一般取扱所の用に供する部分は、出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁で当該建築物の他の部分と区画されたものであることとされているが、延焼防止のため、排気筒の区画外の部分の周囲を金属以外の不燃材料で有効に被覆することや排気筒を耐火構造の煙道内に設置すること等の措置が講じられている場合には、政令第23条を適用し、排気筒が区画を貫通することを認めて差し支えないか。

- （答）
- 1 該当しない。
  - 2 1により承知されたい。
  - 3 差し支えない。

問2 規則第28条の57第4項第7号の規定により、危険物を取り扱う設備及び屋外にある危険物を取り扱うタンクの囲いの周囲に幅3m以上の空地（以下「保有空地」という。）を保有することとされているが、架台等により保有空地内で段差がある場合、架台等が延焼の媒体となるおそれがないものであって、かつ、当該段差が50cm以下であれば、当該段差がある部分も含めて保有空地として認めて差し支えないか。

（答） 差し支えない。

## ◆消防用設備等に係る執務資料の送付について（通知）

消防予第355号 平成29年11月20日

消防庁予防課長

各都道府県消防防災主管部長、東京消防庁・各指定都市消防長 あて

### 要旨

標記の件について、別添のとおり質疑応答をとりまとめましたので、執務上の参考としてください。

各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、本通知は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第37条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

（別添）

問1 消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。）第12条の2第3項本文に規定されている防火対象物において、次のいずれかに該当する場合は、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）第32条の規定を適用し、スプリンクラー設備の設置を要しないこととしてよいか。

1 特定住戸部分（規則第12条の2第3項に規定されているものをいう。以下同じ。）が次の要件のすべてに該当する場合

- (1) 規則第12条の2第3項第1号から第3号及び第7号に適合すること。
- (2) 3以下の階に存すること。
- (3) 全ての寝室（入居者の寝室に限る。）において、地上又は一時避難場所（外気に開放されたバルコニー又はこれに類するものをいう。以下同じ。）への経路が次のア又はイの要件を満たすこと。  
ア 地上又は一時避難場所に直接出ることができる次の(ア)及び(イ)の構造要件を満たす開口部を有すること。  
(ア) 避難階にあっては規則第12条の2第2項第2号ロ、ハ及びニに規定する構造  
(イ) 避難階以外の階にあっては同号ロに規定する構造  
イ どの居室から出火しても、入居者居室から火災室及び火災室に設けられた開口部（防火設備であるものを除く。）に面する通路を通過せずに、避難階にあっては地上、避難階以外の階にあっては当該階の一時避難場所に至ることができるものであること。
- (4) 一時避難場所は、一定の広さを有し、救出まで火災の影響を受けずに留まることができる構造のものであること。
- (5) 地上に直接出ることができる開口部及び一時避難場所は、救出のために必要な広さを有する空地等に面すること。
- (6) 内装は、規則第12条の2第3項第4号の規定の例により仕上げたものであること。

2 特定住戸部分が、次の要件のすべてに該当する場合

- (1) 上記1の(1)、(2)、(3)ア、(4)及び(5)を満たすものであること。
- (2) 規則第12条の2第2項第2号本文により居室を区画したものであること。
- (3) 規則第12条の2第2項第2号イ及びホを満たすものであること。この場合において、避難階以外の階における一時避難場所への避難経路は同号ホの避難経路の1つとして取り扱うこと。
- (4) 入居者等の避難に要する時間の算定方法等を定める件（平成26年消防庁告示第4号。以下「4

号告示」という。)により算定した時間が、火災発生時に確保すべき避難時間として消防庁長官が定める時間を超えないこと。この場合において、避難階以外の階に存する住戸で、4号告示第2の「屋外」とあるのは、「屋外又は一時避難場所」と読み替えること。

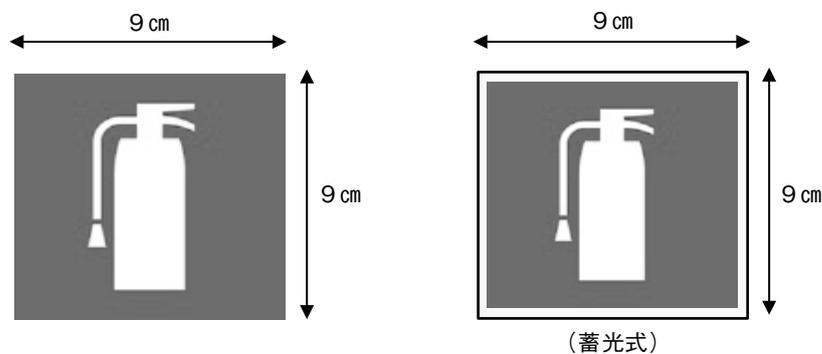
(答) 差し支えない。

問2 液体燃料及び気体燃料を使用する内燃機関により、冷媒用コンプレッサーを駆動し、冷媒のヒートポンプサイクルにより冷暖房を行う設備（以下「ヒートポンプ冷暖房機」という。）を設置し、最大消費熱量の合計が350キロワット以上となる場合、当該ヒートポンプ冷暖房機を設置した部分は、令第13条第1号第7欄に規定されている「その他多量の火気を使用する部分」に該当すると解してよいか。

(答) 差し支えない。

問3 消火器を直接視認することができる状態で設置した場合にあっては、令第32条の規定を適用し、日本工業規格（工業標準化法（昭和24年法律第185号）第17条第1項の日本工業規格をいう。）Z8210に定める消火器のピクトグラム（下図参照）を設けることにより、規則第9条第4号に規定する標識を設けないこととして良いか。なお、当該ピクトグラムの大きさは、9cm角以上とする。

(例)



(答) 差し支えない。

なお、近年、外国人来訪者が増加傾向にあることから、令別表第1(1)項イ、(5)項イ及び(10)項に掲げる用途に供される防火対象物等、多数の外国人来訪者の利用が想定される施設に対し、当該ピクトグラムを設置するよう指導することが望ましい。

※ 全文については、消防庁ホームページに掲載されておりますので参照ください。  
<http://www.fdma.go.jp/>

# 業務報告

## 10月の試験実施結果

### ■危険物取扱者試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲種	2,724	1,069	39.2
乙種第1類	1,253	918	73.3
乙種第2類	1,241	890	71.7
乙種第3類	1,420	999	70.4
乙種第4類	28,433	10,072	35.4
乙種第5類	1,447	1,053	72.8
乙種第6類	1,431	947	66.2
乙種計	35,225	14,879	42.2
丙種	4,360	2,506	57.5
合計	42,309	18,454	43.6

#### □危険物取扱者試験実施支部等

北海道、岩手、秋田、山形、福島、茨城、埼玉、東京、神奈川、富山、石川、福井、山梨、長野、愛知、滋賀、京都、大阪、兵庫、和歌山、鳥取、香川、愛媛、高知、福岡

### ■消防設備士試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲種特類	125	35	28.0
甲種第1類	242	48	19.8
甲種第2類	188	97	51.6
甲種第3類	227	102	44.9
甲種第4類	362	85	23.5
甲種第5類	190	81	42.6
甲種計	1,334	448	33.6
乙種第1類	149	56	37.6
乙種第2類	50	24	48.0
乙種第3類	63	28	44.4
乙種第4類	285	76	26.7
乙種第5類	70	34	48.6
乙種第6類	529	186	35.2
乙種第7類	131	70	53.4
乙種計	1,277	474	37.1
合計	2,611	922	35.3

#### □消防設備士試験実施支部等

北海道、宮城、東京、新潟、沖縄

## 10月中の免状作成状況

(単位：件)

	危険物取扱者免状		消防設備士免状		合計	
		本年度累計		本年度累計		本年度累計
新規免状交付	4,916	72,460	4,040	17,891	8,956	90,351
本籍等の書換え	129	1,106	24	137	153	1,243
写真書換え	8,476	66,974	1,617	7,207	10,093	74,181
再交付	911	6,989	99	598	1,010	7,587
計	14,432	147,529	5,780	25,833	20,212	173,362

※ 免状交付申請等の受付件数を計上しています。

※ 本籍等の書換えについては、新規交付、再交付又は写真書換えとの同時申請分を除いた件数を計上しています。

## 11月の試験実施結果

### ■危険物取扱者試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲種	4,173	1,644	39.4
乙種第1類	2,668	1,700	63.7
乙種第2類	2,253	1,520	67.5
乙種第3類	2,638	1,683	63.8
乙種第4類	46,997	14,738	31.4
乙種第5類	2,706	1,832	67.7
乙種第6類	3,164	1,961	62.0
乙種計	60,426	23,434	38.8
丙種	7,511	3,590	47.8
合計	72,110	28,668	39.8

#### □危険物取扱者試験実施支部等

北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、新潟、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、愛知、三重、滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知、福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島

### ■消防設備士試験

試験種類	受験者(人)	合格者(人)	合格率(%)
甲種特類	10	0	0.0
甲種第1類	729	247	33.9
甲種第2類	67	26	38.8
甲種第3類	63	27	42.9
甲種第4類	955	307	32.1
甲種第5類	59	25	42.4
甲種計	1,883	632	33.6
乙種第1類	62	22	35.5
乙種第2類	19	5	26.3
乙種第3類	20	9	45.0
乙種第4類	182	44	24.2
乙種第5類	19	12	63.2
乙種第6類	1,233	543	44.0
乙種第7類	123	63	51.2
乙種計	1,658	698	42.1
合計	3,541	1,330	37.6

#### □消防設備士試験実施支部等

秋田、千葉、東京、石川、兵庫、鳥取

## 11月中の免状作成状況

(単位：件)

	危険物取扱者免状		消防設備士免状		合計	
	本年度累計	本年度累計	本年度累計	本年度累計	本年度累計	本年度累計
新規免状交付	14,317	86,777	1,723	19,614	16,040	106,391
本籍等の書換え	132	1,238	19	156	151	1,394
写真書換え	8,638	75,612	1,167	8,374	9,805	83,986
再交付	845	7,834	81	679	926	8,513
計	23,932	171,461	2,990	28,823	26,922	200,284

※ 免状交付申請等の受付件数を計上しています。

※ 本籍等の書換えについては、新規交付、再交付又は写真書換えとの同時申請分を除いた件数を計上しています。

危険物取扱者試験日程（願書受付が2・3月にかかる日程分を抜粋）														
支部名	試験日		受付期間				甲種	乙種						丙種
			電子申請		書面申請			第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	
	月	日	曜日	開始日	締切日	開始日	締切日							
北海道	3月24日	土	2月12日	2月19日	2月15日	2月22日	—	—	—	—	乙4	—	—	丙種
岩手	3月24日	土	2月16日	2月24日	2月19日	2月27日	—	—	—	—	乙4	—	—	—
東京	3月25日	日	1月22日	2月 2日	1月25日	2月 5日	—	乙1	乙2	乙3	—	乙5	乙6	—
大阪	4月22日	日	3月10日	3月17日	3月13日	3月20日	甲種	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	丙種

消防設備士試験日程（願書受付が2・3月にかかる日程分を抜粋）																			
支部名	試験日		受付期間				甲種					乙種							
			電子申請		書面申請		特類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第1類	第2類	第3類	第4類	第5類	第6類	第7類
	月	日	曜日	開始日	締切日	開始日													
北海道	3月24日	土	2月12日	2月19日	2月15日	2月22日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	乙4	—	乙6	乙7
秋田	3月 4日	日	1月16日	1月29日	1月19日	2月 1日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
東京	3月24日	土	1月22日	2月 2日	1月25日	2月 5日	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	乙6	—
神奈川	3月18日	日	1月12日	2月 5日	1月15日	2月 8日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
新潟	3月18日	日	1月21日	2月 4日	1月24日	2月 7日	—	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
岐阜	3月18日	日	2月 4日	2月13日	2月 7日	2月16日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
京都	3月25日	日	1月29日	2月 6日	2月 1日	2月 9日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
大阪	3月11日	日	1月22日	1月29日	1月25日	2月 1日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7
沖縄	3月 4日	日	1月23日	1月30日	1月26日	2月 2日	特類	甲1	甲2	甲3	甲4	甲5	乙1	乙2	乙3	乙4	乙5	乙6	乙7



Voice...

## 編集後記

2018 January

新年あけましておめでとうございます。

昨年のわが国は、梅雨前線に伴う大雨及び大型台風などの自然災害により、今まで経験したことのない甚大な水害や土砂災害等による被害が生じましたが、今年こそは大きな災害も無く、平穏で安らかな1年となることを願うところです。

安全な暮らしを保つためには、日ごろからの防火防災への備え、危機管理意識の醸成等をいかに社会全体で果たしていくか、ハード、ソフト両面での安全安心な生活環境の確保が望まれます。このような中で当センターの果たすべき役割を再確認し、社会に貢献できるよう努めて参りたいと考えております。

今後、より参考になる情報の提供をできるよう誌面のさらなる充実に努めてまいりますので、よろしくお願いたします。

本年が皆様にとって平穏で健やかなものとなることをお祈りいたします。

あなたの  
可能性は  
無限大!!

岡田結実

インターネット  
申請OK!

# 資格試験で 未来をつかもう!

..... 社会が求める国家資格 .....

## 危険物取扱者

化学工場 石油タンク ガソリンスタンド タンクローリー

## 消防設備士

警報設備 消火器 屋内消火栓 スプリンクラー設備

制作: (一財) 消防試験研究センター <http://www.shoubo-shiken.or.jp/>



消防試験研究センターだより

# Voice...

vol.364 平成30年1月発行

編集・発行

一般財団法人消防試験研究センター

〒100-0013 東京都千代田区霞が関一丁目4番2号 大同生命霞が関ビル19階

TEL.050(3803)9279(企画研究部) / FAX.03(5511)2751

ホームページ <http://www.shoubo-shiken.or.jp/>

モバイルサイト <http://www.shoubo-shiken.or.jp/m/>